

MIC オンライン資格確認保守サービス約款

MIC オンライン資格確認保守サービス約款（以下「本約款」という）は、株式会社ミック（以下「甲」という）がオンライン資格確認システムに関する保守サービス（以下「本保守サービス」という）への申込者（以下「乙」という）に対して提供する業務における基本事項を定めたものです。

第1条（保守サービス契約）

本保守サービスへの申込者は、本約款の内容に同意したうえで、所定の保守サービス申込書（以下「申込書」という）により本保守サービスを申込みものとし、契約（以下「本契約」という）を締結することとします。

第2条（委託業務の範囲）

本契約に基づき行う対象装置の保守は、甲が東日本電信電話株式会社に委託して実施します。乙は、障害等が発生した際には東日本電信電話株式会社の専門窓口に対し、通知を行うものとします。当該専門窓口は、一次対応窓口として障害内容の受付および原因の切り分けを行い、必要に応じてオンサイトでの対応を実施します。甲が乙より通知を受けた際には甲にて切り分けを実施し、東日本電信電話株式会社へ対応依頼を実施します。

2 次の各号に定める事項は、本保守サービス対象外とします。

- (1) オンライン資格確認に関与しない事項
- (2) レセプトコンピューター機器に関するオンライン資格確認連携以外の事項
- (3) 本保守サービス加入時以降、甲に連絡なくネットワーク環境を変更した場合
- (4) 乙が甲より導入していない機器に関する事項
- (5) 対象機器の故障以外でのオンライン資格確認に関わる不具合

第3条（対象装置）

オンライン資格確認システムにおける利用回線および機器を対象とします。機器は対象装置メーカーが定める保証期間内の装置に限るものとし、消耗品については本保守サービスの保証範囲外とします。

第4条（除外作業） 次の各号に定める作業は、委託業務の範囲に含まれないものとします。

- (1) 対象装置の移転、撤去に関する作業ならびにその立会い。
- (2) 対象装置の改造。
- (3) 対象装置の日常の清掃、点検および運転。
- (4) 天変地異等、甲の責に帰することの出来ない事由により対象装置に生じた故障、損傷の修理。
- (5) 乙が、対象装置に求められる装置設置環境条件に反したことにより対象装置に発生した故障の修理。
- (6) 甲の指定品以外の消耗品を使用したため、または消耗品の保管不備のために対象装置に生じた故障の修理。

- (7) 乙の不適切な使用または取扱により対象装置に生じた故障の修理。
- (8) ソフトウェアおよびプログラムに関わる故障ならびにソフトウェアおよびプログラムに起因する事故またはその調査。
- (9)対象製品の塗装及び仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給。
- (10)対象製品外部の電気作業及び対象製品に関する回線接続のための立会い。
- (11)引取保守、及び預り修理により乙が預かった対象製品内のデータの保護。
- (12)その他、甲が乙と協議のうえ、除外作業と判断した作業。

第5条（保守受付及び作業時間帯）

甲が委託する東日本電信電話株式会社の専用窓口の受付時間は 24 時間 365 日とし、東日本電信電話株式会社による訪問作業時間帯は次の時間帯に行うものとします。ただし、国民の祝日、および年末年始など東日本電信電話株式会社が別途定める日は休日とします。

- (1) 月曜日から金曜日 9：00～17：00

第6条（保守料金及び契約期間）

乙は、本保守サービスの対価として、申込書に記載の保守料を第 9 条に定める条件に従い甲に支払うものとします。なお、この保守料は契約が終了した場合であっても、あるいは契約有効期間中に解約となっても、減額または返還はしないものとします。

2 本契約の契約期間は、契約期間の開始日から 1 年間とし、更新については、契約期間満了 1 ヶ月前迄に乙からの解約意思表示のないときは、本契約は引き続き同一条件をもって更に 1 年間自動的に継続延長され、以後もまた同様とします。

3 乙の利用する対象機器の設置場所が離島の場合、別途交通費が必要となります。

第7条（乙の負担する費用）

委託業務に要する費用の内、次の各号に定めるものについては乙の負担とします。

- (1) 電力料および通信料
- (2) 調整用消耗品および記憶媒体
- (3) 対象装置毎に別途定める有償部品の代金

第8条（消費税）

乙は第6条に定める保守料ならびに第7条に定める費用に消費税が課税される場合には、当該消費税に相当する額を甲に支払うものとします。

第9条（支払い）

甲は第6条に定める費用およびこれに係わる消費税に相当する額を一括して乙に請求し、乙は当該請求額を甲に支払うものとします。第7条(2)および第7条(3)に定める費用およびこれらに係わる消費税に相当する額については、甲は乙に請求し、乙は当該請求額を甲に支払うものとします。

第 10 条（交換部品の所有権）

本保守サービスの履行に伴って交換された不良部品の所有権は全て乙および東日本電信電話株式会社に帰属し、引き取れない機器については乙にて処分するものとします。

第 11 条（秘密保持）

甲または甲からの委託先および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手の業務上その他の情報であって相手から秘密であると開示の際または口頭での開示後速やかに書面で秘密である旨明確に指定されたものについては、次の(1)～(5)に該当する情報を除き、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に開示または漏洩しないものとします。

- (1)開示を受けた際、すでに公知になっている情報
- (2)開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (3)開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- (4)正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5)相手方の機密情報を使用することなく独自に開発した情報

第 12 条（契約解除）

甲および乙は、相手方が次の各号の一つに該当する場合には、何等の催告を要せず本契約を解除し、かつ損害賠償を請求することが出来るものとします。

- (1) 本契約各項の一つに違反したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または申し立てられ、または自ら整理、民事再生、会社更生手続きの開始もしくは破産申立をしたとき。
- (3) 自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手に不渡処分を受ける等支払停止状態に陥ったとき。
- (4) 営業廃止または解散の決議をしたとき。

2 甲または乙が前項各号の一つに該当する場合には、相手方に対する一切の債務についての何らかの通知、催告を要せず、当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを相手方に現金で支払うものとします。

第 13 条（本契約の改定）

弊社は利用者の承諾なく本規約を任意に変更することができるものとします。

2 細則等及び変更後の本契約は、弊社サイトへの表示等、利用者がその内容を確認可能となった時点より効力を生じるものとします。

3 本規約の変更の効力が生じた後に、本保守サービスを利用した場合には、変更後の本規約の全てにつき、承諾したものとみなされます。

第 14 条（損害賠償）

乙は、本契約に基づき甲の責に帰すべき理由により損害を被った場合、現実には発生した直接かつ通常の損害に限り相手方に請求できるものとします。この場合、甲の負担する損害賠償の総額は、直近の 1 年間に本

契約に基づき甲が乙から受領した保守料金の合計金額を超えないものとします。

第 15 条（裁判管轄）

本契約に起因又は関連する紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、次の各号に定める事項を表明し、本契約の有効期間中にわたり、保証します。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）でないこと、また過去 5 年以内に反社会的勢力でなかったこと。
- (2)代表者、責任者または実質的に経営権を有する者が反社会的勢力でないこと、また過去 5 年以内に反社会的勢力でなかったこと。
- (3)代表者、責任者または実質的に経営権を有する者が反社会的勢力へ資金等を提供し、または反社会的勢力と密接な交際をしていないこと、また過去 5 年以内にそのような関係を有しないこと。
- (4)自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、不当な要求、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いないこと、また、相手方の名誉や信用を毀損せず、その業務を妨害しないこと。

2 甲または乙が前項各号のいずれかに違反した場合、相手方は、催告その他何らの手続きを要することなく直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除し、これにより被った損害の賠償を違反した当事者に請求することができる。解除により違反した当事者に損害が生じても、解除した当事者は賠償する責任を一切負わないものとします。

第 17 条（免責事項）

対象装置の故障またはその使用によって乙に生じた直接、間接の損害については、甲及び東日本電信電話株式会社はその責任を負わないものとし、乙は、甲及び東日本電信電話株式会社に対し何らの損害賠償も請求しないものとします。

第 18 条（疑義解釈）

本契約に定めのない事項および本契約中疑義のある事項については、甲乙別途協議のうえ、これを解決します。

2024 年 2 月 1 日 制定

2025 年 5 月 1 日 改定

株式会社ミック